

○千葉県版ロジックモデル（R4年度事業含む）

※◎脳卒中・心血管疾患共通 ◇脳卒中 ☆心血管疾患

第2章 循環器病の予防・正しい知識の普及啓発

分野	No	R4年度実施事業	初期目標【施策の具体的展開】	初期目標【取組の結果】	中間目標【取組の方向性】	最終目標【千葉県の目指す姿】
栄養・食生活	1	食からはじまる健康づくり事業	◎ 適正な食生活についての普及啓発	◎ 食塩摂取量の減少	◎ 県民全体の健康状態が改善される	◎ 健康寿命が延伸される ◎ 循環器病の受療率が減少される
	2	食からはじまる健康づくり事業	◎ 適正な食生活を実践しやすい環境整備の推進			
	3	栄養指導関係事業	◎ 県民の栄養・食生活の改善に取り組む人材の育成			
	4	特定給食施設指導事業				
	5	食から始まる健康づくり事業				
身体活動・運動	6	生活習慣病予防支援人材育成事業	◎ 働き盛り・子育て世代の身体活動量の増加	◎ 運動習慣者の割合の増加	◎ 特定健診・特定保健指導により捕捉された発症リスクが高い県民の各健診データが改善する	
	7	生活習慣病予防支援人材育成事業	◎ ロコモティブシンドローム予防のための普及啓発	◎ ロコモティブシンドロームの認知度の増加		
飲酒	8	健康ちば21推進事業	◎ 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒に対する教育・啓発	◎ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少	◎ 特定健診・特定保健指導により捕捉された発症リスクが高い県民の各健診データが改善する	
	9	健康ちば21推進事業	◎ 特に配慮を要する者（未成年・妊産婦）に対する教育・啓発			
喫煙	10	たばこ対策推進事業	◎ 喫煙（受動喫煙を含む）に関する知識の普及啓発	◎ 受動喫煙の機会を有する者の割合 ◎ 禁煙外来を行っている医療機関数の増加	◎ 特定健診・特定保健指導により捕捉された発症リスクが高い県民の各健診データが改善する	
	11	たばこ対策推進事業	◎ 喫煙をやめたい人への支援			
	12	たばこ対策推進事業	◎ 未成年者の喫煙防止			
	13	たばこ対策推進事業	◎ 妊産婦の喫煙防止			
歯と口腔の健康	14	たばこ対策推進事業	◎ 受動喫煙防止対策の推進	◎ 進行した歯周炎を有する者の割合の減少 ◎ 歯科健診を受診した者の割合の増加（20歳以上）	◎ 特定健診・特定保健指導により捕捉された発症リスクが高い県民の各健診データが改善する	
	15	千葉県口腔保健支援センター事業	◎ 歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発			
特定健診の受診 特定保健指導の実施	16	有病者口腔健康管理地域連携事業	◎ 歯科口腔保健を支える環境の整備	◎ 特定健康診査の受診率の増加 ◎ 特定保健指導の実施率の増加	◎ 特定健診・特定保健指導により捕捉された発症リスクが高い県民の各健診データが改善する	
	17	生活習慣病予防支援人材育成事業	◎ 特定健診等の早期発見のための取組への支援			
	18	特定健診受診率向上のための周知啓発事業				
	19	（取組項目）国保データベース（KDB）システムの活用普及	◎ 未治療者や治療中断者等に対する保健指導の促進			

第3章・第4章 保健医療及び福祉に係るサービスの提供
（救急搬送に関する取組について）

急性期（搬送）	20	ちば救急医療ネット運営事業 （広域災害・救急医療情報システム）	◎ 救急医療体制の整備	◎ 脳血管疾患及び心血管疾患患者における搬送困難事例の割合の減少	◎ 重症患者の搬送先が明確化されている	◎ 全救急搬送時間の短縮する
	21	搬送困難事例受入医療機関支援事業	◎ 現場活動時間の短縮			
	22	救急医療コーディネート事業	◎ 病院搬送時間の短縮			
	23	搬送困難事例受入医療機関支援事業				
	24	救急医療コーディネート事業	◎ 救命講習等受講者数の増加	◎ 循環器疾患を発症したら（家族・友人も含め）速やかに救急搬送を要請することができる		
	25	保健医療提供体制構築推進事業 （循環器病県民啓発事業）			◎ 県民啓発の実施	
	26	【取組事項】 （教職員対象救急法講習会）			☆ 学校での救命講習の促進	
	27	AED等普及促進事業 （県立中学校・高等学校へのAEDトレーナー等の配置）				
28	救急医療推進事業 （AED等普及啓発ポスター及びリーフレット）					

第3章・第4章 保健医療及び福祉に係るサービスの提供
(脳卒中・心血管疾患)

急性期 (治療)		◎ 効率的な専門医療体制の構築	◇ SU(脳卒中専門多職種チーム)がある医療機関数の増加 ◇ 脳血管内治療を実施している医療機関数の増加 ◇ t-PAによる血栓溶解療法を実施している医療機関数の増加
	29	医師修学資金貸付事業	☆ 急性心筋梗塞に対する経皮的冠動脈形成術等を実施した医療機関数
	30	病院内保育所運営事業補助金	☆ 心臓血管外科手術が可能な医療機関数
回復期		◇ 脳卒中患者に対するリハビリテーション体制の整備	◇ 脳血管疾患等リハビリテーション科届出施設数の増加 ◇ 脳卒中患者にリハビリテーションを提供している医療機関数の増加 ◇ 脳卒中患者に対するリハビリテーションの実施件数の増加
	31	医療と介護で作る地域連携推進事業	◇ 病院間連携の推進
	32	保健医療提供体制構築推進事業 (循環器病県民啓発事業)	☆ 心臓リハビリテーションの重要性に関する啓発 ☆ 循環器病患者に対するリハビリテーション体制の整備
			☆ 心臓血管リハビリテーション科届出施設数の増加 ☆ 専門職の確保
	33	在宅医療推進連絡協議会	
	34	医療的ケア児等コーディネーターの育成等事業	
	35	認知症専門職における多職種協働研修事業	
	36	地域包括ケア歯科医療連携室整備事業	◎ 医療・介護の多職種連携の促進
	37	有病者口腔健康管理地域連携事業	
	38	地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	
	39	医療と介護で作る地域連携推進事業	
	40	在宅医療スタートアップ支援事業のうち在宅医養成研修事業	◎ 機能強化型訪問看護ステーション数の増加 ◎ 在宅患者訪問診療(居宅)実施歯科診療所数の増加 ◎ 在宅患者訪問薬剤管理指導科届出薬局数の増加 ◎ 在宅療養後方支援病院数の増加 ◎ 入院支援を実施している診療所数・病院数の増加
	41	訪問看護推進事業	
	42	看護師特定行為研修等支援事業	
	43	医療的ケア児等在宅移行支援研修	
	44	医療的ケア児等を支援する人材の育成	◎ 在宅医療・介護連携を担う従事者の増加、質の向上
	45	医療的ケア児等に対応する潜在看護師等の人材育成	
	46	訪問看護ステーションの大規模化・サテライト設置支援事業(地域密着型開設準備支援事業の一部)	
	47	地域に根ざした薬剤師・薬局定着・養成事業	
	48	在宅医療・介護連携促進事業に係る市町村研修会	◎ 在宅医療・介護連携の推進に取り組み市町村の研修会参加者数の増加
	49	千葉リハビリテーションセンター管理運営事業	◇ 総合リハビリテーション機能の確保について
	50	千葉リハビリテーションセンター再整備事業	
	51	千葉リハビリテーションセンター管理運営事業	
	52	高次脳機能障害支援普及事業	◇ 高次脳機能障害支援体制の整備
	53	【取組事項】 (千葉県両立支援推進チームへの参加)	◎ 相談、情報提供体制の充実
	54	保健医療提供体制構築推進事業 (循環器病県民啓発事業)	☆ 自己管理に係る啓発の推進
	55	保健医療提供体制構築推進事業 (循環器病県民啓発事業)	☆ 治療のドロップアウト(中断)の防止に関する支援 ☆ 循環器病患者に対するリハビリテーション体制の整備
			☆ 外来心血管疾患リハビリテーションの医療機関数の増加
	56	移行期医療支援体制整備事業	☆ (先天性心疾患患者への)移行期医療支援体制の整備
	57	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	
	58	千葉リハビリテーションセンター再整備事業	
	59	医療的ケア児等を支援する人材の育成	☆ (先天性心疾患患者への)療養支援体制の充実
	60	小児慢性特定疾病医療費支援事業	☆ (先天性心疾患患者への)医療費負担に関する支援 ☆ (先天性心疾患患者への)就労や生活に関する支援

◎ 専門的な治療を提供する医療体制が構築されている

◇ リハビリテーションの実施により脳卒中患者の機能が回復している

☆ 入院患者に対して質の高いリハビリテーションが提供されている

◎ 循環器病による年齢調整死亡率が減少される。
◎ 健康寿命が延伸される

◎ 循環器病を発症後も患者が住み慣れた場所で希望する生活を送ることができる

◎ 在宅等における生活期に切れ目のない医療・介護が提供されている

○ R4年度事業一覧

施策名		
No	事業名	取組内容
第2章 循環器病の予防・正しい知識の普及啓発		
最終目標		
◎健康寿命が延伸される		
◎循環器病の受療率が減少される		
中間目標 ◎県民全体の健康状態が改善される		
栄養・食生活		
◎ 適正な食生活についての普及啓発		
1	食からはじまる健康づくり事業	ライフステージに応じた適正な食生活を伝える他、市町村、関係団体、地域ボランティア団体、民間企業等と協力し、効果的な普及啓発に取り組む。
◎ 適正な食生活を実践しやすい環境整備の推進		
2	食からはじまる健康づくり事業	外食や、弁当・惣菜等の中食による野菜摂取増や減塩に配慮した食事の提供、栄養成分表示等を通じて、適正な食生活を実施しやすい環境整備に取り組む。
◎ 県民の栄養・食生活の改善に取り組む人材の育成		
3	栄養指導関係事業	保健所や市町村保健センター等の管理栄養士・栄養士の研修、給食従事者への指導、飲食店等で調理業務に従事する調理師への講習を実施する。
4	特定給食施設指導事業	
5	食から始まる健康づくり事業	
身体活動・運動		
◎ 働き盛り・子育て世代の身体活動量の増加		
6	生活習慣病予防支援人材育成事業	特定健診、保健指導従事者の質の向上のため研修を実施する。また、HPでの啓発及び市町村等へのリーフレットの配布を通じた運動の普及・啓発を図る。
◎ ロコモティブシンドローム予防のための普及啓発		
7	生活習慣病予防支援人材育成事業	市町村及び保険者に対してロコモパンフレット（日本整形外科学会制作）等を送付し、普及啓発を図る。
飲酒		
◎ 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒に対する教育・啓発		
8	健康ちば21推進事業	アルコールによる健康障害の発生を予防するため、特に妊婦、高校生向けのパンフレットを作成し、関係機関と連携を図り周知啓発を行う。
◎ 特に配慮を要する者（未成年・妊産婦）に対する教育・啓発		
9	健康ちば21推進事業	「健康ちば21（第2次）」の目標のうちの一つである未成年の飲酒をなくすため、不適切な飲酒が及ぼす健康障害に対する未成年の関心と理解を更に深め、将来のアルコール健康障害の発生を予防するため、リーフレットを作成し県内高校に配布する。

○ R4年度事業一覧

施策名		
No	事業名	取組内容
喫煙		
◎ 喫煙（受動喫煙を含む）に関する知識の普及啓発		
10	たばこ対策推進事業	たばこの害の理解を広げ喫煙を防止するため、禁煙週間やがん制圧月間等において街頭キャンペーンを実施する。特に、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の認知度が低い疾病の啓発を通じて喫煙防止を図るため、啓発物を作成・配布する。
◎ 喫煙をやめたい人への支援		
11	たばこ対策推進事業	職場における衛生管理者や、身近に禁煙したい人がいる県民等を対象に、たばこによる健康への悪影響等の情報を提供するなど、専門の医療機関での禁煙治療をすすめることができるよう、必要な知識や情報提供を行う。
◎ 未成年者の喫煙防止		
12	たばこ対策推進事業	喫煙と健康に関する啓発を行うため、県内の小学5年生及びその保護者を対象としたリーフレットを作成し配付するほか、成人式等の機会を活用して喫煙防止のチラシを配布する。
◎ 妊産婦の喫煙防止		
13	たばこ対策推進事業	妊婦の喫煙を防止するため、市町村と協働して母子健康手帳交付時や両親学級等において喫煙防止の啓発パンフレットを配付し、喫煙防止を支援する。
◎ 受動喫煙防止対策の推進		
14	たばこ対策推進事業	健康増進法の規制に基づく受動喫煙対策について周知・啓発するとともに、ポスター掲示や啓発物を配布する受動喫煙防止キャンペーンを実施する。
歯と口腔の健康		
◎ 歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発		
15	千葉県口腔保健支援センター事業	市町村への歯・口腔の健康づくり施策への助言、歯科疾患予防対策のための情報提供や資質向上のための研修会等を実施する。
◎ 歯科口腔保健を支える環境の整備		
16	有病者口腔健康管理地域連携事業	医療や介護の関係職種を対象とした有病者口腔健康管理の重要性等を学ぶ講習会や研修会を開催する。

○ R4年度事業一覧

施策名		
No	事業名	取組内容
特定健診の受診・特定保健指導の実施 中間目標 ◎ 特定健診・特定保健指導により捕捉された発症リスクが高い県民の各健診データが改善される。		
◎ 特定健診等の早期発見のための取組への支援		
17	生活習慣病予防支援人材育成事業	特定健診、保健指導従事者の質の向上のため研修を実施する。
18	特定健診受診率向上のための周知啓発事業	ラジオ放送・リーフレット配布により、特定健診の受診を呼び掛ける。
◎ 未治療者や治療中断者等に対する保健指導の促進		
19	(取組項目) 国保データベース(KDB)システムの活用普及	保険者(市町村)指導等を通じ、国保連合会と連携して未治療者等抽出のためのKDBシステムの活用を促す。
第3章・第4章 保健医療及び福祉に係るサービスの提供 (救急搬送に関する取組について)		
最終目標 ◎ 発症～搬送に当たり速やかに救急搬送することができる		
急性期(搬送)		
中間目標 ◎ 重症患者の搬送先が明確化されている。 ◎ 循環器疾患を発症したら(家族・友人も含め)速やかに救急搬送を要請することができる。		
◎ 救急医療体制の整備		
20	ちば救急医療ネット運営事業(広域災害・救急医療情報システム)	救急患者の迅速かつ適切な搬送を支援するために、救急隊及び医療機関向けに情報を提供する「ちば救急医療ネット」を運用する。
◎ 現場活動時間の短縮		
21	搬送困難事例受入医療機関支援事業	二次保健医療圏内(千葉市)で長時間搬送先が決まらない救急患者を必ず受け入れることに合意した医療機関に対し、空床確保や人件費等に要する経費を補助する。
22	救急医療コーディネート事業	救急患者の円滑な搬送を図るため、救急隊と医療機関との間で迅速な搬送先の確保を図る救急コーディネーターを香取海匠地域に配置する。
◎ 病院搬送時間の短縮		
23	搬送困難事例受入医療機関支援事業	二次保健医療圏内(千葉市)で長時間搬送先が決まらない救急患者を必ず受け入れることに合意した医療機関に対し、空床確保や人件費等に要する経費を補助する。
24	救急医療コーディネート事業	救急患者の円滑な搬送を図るため、救急隊と医療機関との間で迅速な搬送先の確保を図る救急コーディネーターを香取海匠地域に配置する。
◎ 県民啓発の実施		
25	保健医療提供体制構築推進事業(循環器病県民啓発事業)	一般県民への症状の典型例などの周知の他、発症後の患者を対象として必要な情報を取りまとめた啓発冊子の配付等を実施する。

○ R4年度事業一覧

施策名		
No	事業名	取組内容
☆ 学校での救命講習の促進		
26	教職員対象救急法講習会（予算なし）	小・中・高・特別支援学校の教職員を対象とし、救急法講習会を県内5会場で、計10回実施している。
27	AED等普及促進事業（県立中学校・高等学校へのAEDトレーナー等の配置）	県立中学校及び県立高等学校において、心肺蘇生法訓練用人形とAEDトレーナー等を活用し、実習を行うように指導している。
28	救急医療推進事業（AED等普及啓発ポスター及びリーフレット）	県民にAEDの使用方法や心肺蘇生法等について理解してもらえるよう、関係各所等へポスター及びリーフレットを配付し啓発を行う。
第3章・第4章 保健医療及び福祉に係るサービスの提供 （脳卒中・心血管疾患）		
<p>◎ 循環器病による年齢調整死亡率が減少される。</p> <p>◎ 健康寿命が延伸される。</p> <p>◎ 循環器病を発症後も患者が住み慣れた場所で希望する生活を送ることができる。</p>		
急性期（治療）		
中間目標 ◎ 専門的な治療を提供する医療体制が構築されている。		
◎ 効率的な専門医療体制の構築		
◎ 専門的な治療を提供する医療体制の構築		
◎ 医療従事者の確保・定着		
29	医師修学資金貸付事業	本県における医師不足や地域偏在を解消するため、医学生を対象に、将来本県で就業することを条件に修学資金を貸し付けるもの。
30	病院内保育所運営事業補助金	子どもをもつ医療従事者の離職防止、再就業促進のために病院内保育所運営経費を補助する。
回復期		
中間目標 ◇ リハビリテーションの実施により脳卒中患者の機能が回復している。 ☆ 入院患者に対して質の高いリハビリテーションが提供されている。		
◇ 脳卒中患者に対するリハビリテーション体制の整備		
◇ 病院間連携の推進		
31	医療と介護で作る地域連携推進事業	地域の医療職、介護職、各団体による意見交換の場を提供し、多職種間で円滑に情報連携ができる仕組みやツールの検討等、医療機関間の連携体制の整備を図る。
☆ 心臓リハビリテーションの重要性に関する啓発		
32	保健医療提供体制構築推進事業（循環器病県民啓発事業）	一般県民への症状の典型例などの周知の他、発症後の患者を対象として必要な情報を取りまとめた啓発冊子の配付等を実施する。

○ R4年度事業一覧

施策名		
No	事業名	取組内容
☆ 循環器病患者に対するリハビリテーション体制の整備		
☆ 専門職の確保		
地域生活期（維持期）		
中間目標 ◎ 在宅等における生活期に切れ目のない医療・介護が提供されている。		
◎ 医療・介護の多職種連携の促進		
33	在宅医療推進連絡協議会	在宅医療に関わる医師等、市町村、介護関係者等により、在宅医療提供体制の整備に向けた検討をする。
34	医療的ケア児等コーディネーターの育成等事業	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう支援者及び支援に関わる関係機関との連携調整を行うコーディネーターの人材育成や資質向上を図る研修の実施のほか、連携会議を開催する。
35	認知症専門職における多職種協働研修事業	認知症の人のケアに携わる医療・介護・福祉等の専門職同士が、お互いの役割や活動内容等を理解することで、多職種が連携を取り協働しやすい環境づくりを進める。
36	地域包括ケア歯科医療連携室整備事業	地域包括ケア歯科医療連携室に専門の相談員を配置し、相談体制の確保や医科や介護等との連携体制の構築を図る。
37	有病者口腔健康管理地域連携事業	がん患者をはじめとする有病者の口腔衛生状態向上を図るため、医科歯科介護等の地域の連携を図る。
38	地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	地域の関係機関との連携調整やリハビリ従事者を対象とした研修等を行うリハビリテーション支援拠点の運営を委託する。
39	医療と介護で作る地域連携推進事業	地域の医療職、介護職、各団体による意見交換を通じた地域モデルを整備し、県民の在宅療養生活を支えるための環境を構築する。

○ R4年度事業一覧

施策名		
No	事業名	取組内容
◎ 在宅医療・介護連携を担う従事者の増加、質の向上		
40	在宅医療スタートアップ支援事業のうち在宅医養成研修事業	医師等に対して、在宅医療を実施するための動機づけ、必要な知識、在宅診療の経営等に関する研修を行う。
41	訪問看護推進事業	訪問看護の理解促進のため、総合相談窓口の設置と訪問看護の普及啓発を図る。各医療圏で安定した訪問看護の充実、ネットワークの構築のため、地域連携フォーラム及び管理者研修会を開催する。（公益社団法人千葉県看護協会委託） また、訪問看護師の確保のため訪問看護再就業支援事業を実施する。
42	看護師特定行為研修等支援事業	在宅医療の推進や医師の負担軽減のため、医師の判断を待たず、手順書により、一定の診療を行える看護師を養成する医療機関等に対して、新たに研修費用を助成する。
43	医療的ケア児等在宅移行支援研修	退院支援・退院後の訪問看護に関する研修を実施する。
44	医療的ケア児等を支援する人材の育成	訪問看護ステーションの看護師等を対象とし、医療的ケア児への実技を含む研修を実施する。
45	医療的ケア児等に対応する潜在看護師等の人材育成	医療的ケア児等に対応する潜在看護師等への研修や、就業後のフォローアップを実施する。
46	訪問看護ステーションの大規模化・サテライト設置支援事業（地域密着型開設準備支援事業の一部）	大規模化、サテライト設置の準備経費に対して人件費等を助成する。
47	地域に根ざした薬剤師・薬局定着・養成事業	地域の薬剤師の在宅医療への参加と市町村や訪問看護ステーションとの連携を促進するため、薬剤師会が実施する実地研修事業や他職種向け研修の実施、医療機器購入事業を支援する。併せてかかりつけ薬剤師・薬局の普及啓発を行う。

○ R4年度事業一覧

施策名		
No	事業名	取組内容
◎ 市町村の在宅医療・介護連携の取組への支援		
48	在宅医療・介護連携促進事業に係る市町村研修会	医療・介護連携について、市町村担当職員向けの研修会を実施。
◇ 総合リハビリテーション機能の確保について		
49	千葉リハビリテーションセンター管理運営事業	身体障害児者の福祉の向上を図るため、千葉リハビリテーションセンターを管理・運営に必要な指定管理料を支払う。
50	千葉リハビリテーションセンター再整備事業	設置より40年以上経過し、老朽化・狭隘化した千葉リハビリテーションセンターの再整備を行う。
◇ 高次脳機能障害支援体制の整備		
51	千葉リハビリテーションセンター管理運営事業	身体障害児者の福祉の向上を図るため、千葉リハビリテーションセンターを管理・運営に必要な指定管理料を支払う。
52	高次脳機能障害支援普及事業	県内4箇所支援拠点を設置し、専門的な相談支援、機能回復等のための訓練、関係機関とのネットワーク充実、高次脳機能障害に関する普及啓発、支援者等への研修を行う。
◎ 相談、情報提供体制の充実		
53	(取組項目) (千葉県両立支援推進チームへの参加)	千葉県における治療と仕事の両立支援に係る関係者のネットワークを構築し、千葉県の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めている。(主体は千葉労働局)
☆ 自己管理に係る啓発の推進		
54	保健医療提供体制構築推進事業 (循環器病県民啓発事業)	一般県民への症状の典型例などの周知の他、発症後の患者を対象として必要な情報を取りまとめた啓発冊子の配付等を実施する。
☆ 治療のドロップアウト(中断)の防止に関する支援		
55	保健医療提供体制構築推進事業 (循環器病県民啓発事業)	一般県民への症状の典型例などの周知の他、発症後の患者を対象として必要な情報を取りまとめた啓発冊子の配付等を実施する。
☆ 循環器病患者に対するリハビリテーション体制の整備		

○ R4年度事業一覧

施策名		
No	事業名	取組内容
☆ (先天性心疾患患者への) 移行期医療支援体制の整備		
56	移行期医療支援体制整備事業	小児期に慢性疾患に罹患した患者が成人期を迎えても切れ目のない医療が受けられるよう、また疾患を理解し、自ら適切な健康管理を行えるよう支援する体制の整備を行う。
57	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の事業を行う。
☆ (先天性心疾患患者への) 療養支援体制の充実		
58	千葉リハビリテーションセンター再整備事業	設置より40年以上経過し、老朽化・狭隘化した千葉リハビリテーションセンターの再整備を行う。
59	医療的ケア児等を支援する人材の育成	訪問看護ステーションの看護師等を対象とし、医療的ケア児への実技を含む研修を実施する。
☆ (先天性心疾患患者への) 医療費負担に関する支援		
60	小児慢性特定疾病医療費支援事業	児童福祉法に基づき、認定基準に該当する者について、治療方法の研究等に資する医療の給付等を行い、慢性疾患を持つ児童・家族の医療費負担の軽減を図る。
☆ (先天性心疾患患者への) 就労や生活に関する支援		